

新・賃貸入居者総合保険

みんなの部屋保険

SBI 日本少短

みんなの部屋保険って…どんな保険？

アパートやマンションなどの賃貸住宅にお住まいの方専用の保険です。

火災・盗難・漏水などの事故により、お持ちの家具や家電製品など大切な家財に生じた損害を補償し、オーナーや第三者に対する賠償責任にもしっかりと対応できます。

つまり、賃貸生活でのさまざまなリスクから入居者をお守りするための…

『みんなの部屋保険』です。

※「みんなの部屋保険」は、当社の「新・賃貸入居者総合保険」の愛称です。



下記フリーダイヤルで承ります。

ご契約内容に関するお問い合わせ

ご契約の異動(住所変更・名義変更)・解約の受付

カスタマー
センター



0120-080-828

異動解約
センター



0120-071-161

受付時間 平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

受付時間 平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

取扱代理店

SBI 日本少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第3号

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1グランフロント大阪 タワーB 13F

<https://www.n-ssi.co.jp>

E-mail:info@n-ssi.co.jp

賃貸住宅に
お住まいの方へ

まさか! のときこそ頼もしい

みんなの部屋保険 充実の補償がラインアップ

主契約

まさかの災害にあったとき、あなたの家財の損害を補償する

大切な家財が火災や破裂・爆発、水濡れ、盗難などで損害を受けたときに保険金をお支払いします。

火災



落雷



破裂・爆発



風災、ひょう災、雪災



落下、飛来、衝突



水濡れ



騒じょう



盗難



床上浸水



補償の対象となる家財

(主なもの)

- 家具類・家電製品
- 食器・衣類・寝具類・アクセサリー
- 装飾品・雑貨・食品
- 書籍・趣味嗜好品・自転車
- 原動機付自転車

特約

さまざまなリスクから、あなたを守る

借家人賠償責任

火災、破裂・爆発などで、借用戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。



個人賠償責任

日常生活(業務中を除く)で、偶然な事故により誤って他人にケガをさせ、または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。



ストーカー対応費用

警察などにストーカー行為の申出などを行い受理された場合に、安全または平穏を守ることを目的として支出した費用について保険金をお支払いします。



費用

災害時の、思わぬ出費をカバーする

災害見舞保険金

保険の目的が損害を受けたために支出を余儀なくされた費用、損害が生じる前の生活状態に復旧するために生じた費用に対して保険金をお支払いします。

仮住まい手配費用保険金

損害保険金、盗難保険金、水害保険金を支払われ、かつ、借用戸室が半損以上となった場合に臨時に賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

修理費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、落下、飛来、衝突、倒壊、騒じょう、水濡れまたは盗難により借用戸室に損害が生じた場合や凍結により専用水道管に損害が生じた場合で、被保険者が賃貸借契約に基づき、自己の費用で修理した場合に支出した費用に対して保険金をお支払いします。

失火見舞費用保険金

火災、破裂・爆発を借用戸室から発生させ、損害が生じた戸室または建物に入居する第三者の所有する動産に損害を与えた場合の見舞金などの費用に対して保険金をお支払いします。

残存物取片付費用保険金

損害を受けた保険の目的の残存物の取り片づけに必要な費用に対して保険金をお支払いします。

損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発による事故で使用した消火器の薬剤など、損害の発生および拡大の防止に有益な費用に対して保険金をお支払いします。

— みんなの部屋保険はここが違う —

特長①

被保険者の同居人の家財も補償されます!

特長②

家財の損害は『再調達価額』で算定されます!

特長③

『法人特約』を付けば被保険者の明記は不要です!

みんなの部屋保険は、こんなとき活躍します。

保険金支払いの事例

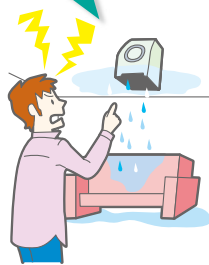
上階の部屋で発生した火災の消火活動のため、借戸室の家財が水浸しになった。



家財損害保険金
¥1,000,000
災害見舞保険金
¥300,000
残存物取片付費用保険金
¥50,000

※火災の消火活動による水濡れや破損についても補償対象となります。

外出中に洗濯機の給水ホースが抜け落ちて水が噴出し、自室が水浸しとなり、階下の部屋にも大きな被害が出た。



借家人賠償責任保険金
¥800,000
(自室の損害)
個人賠償責任保険金
¥1,500,000
(階下の損害)

※貸主への賠償として建物の修理費用を、階下の入居者への賠償として家財などの損害を補償します。

窓ガラスを割って空き巣が入り、戸棚から現金25万円とバッグを盗まれた。

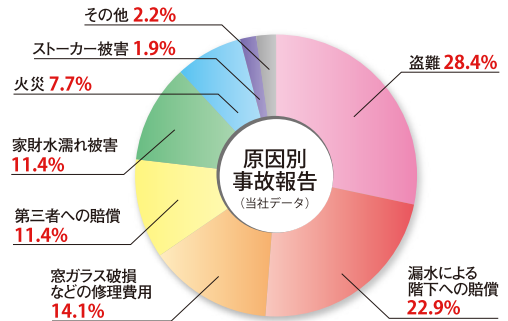


盗難保険金
¥200,000
(現金)
¥30,000
(バッグ)
¥25,000
(窓ガラス修理費)

※通貨は保険の目的に含まれませんが、盗難事故についてのみ補償対象となります。ただし、1事故あたり¥200,000を限度としています。
※警察へ盗難被害の届け出をし受理されたことが条件です。

● 賃貸住宅生活での事故発生ランキング ●

第1位	家財・現金の盗難
第2位	洗濯機等からの漏水による階下への賠償事故
第3位	空き巣などによる窓ガラスの破損
第4位	第三者への対人・対物賠償事故
第5位	上階からの漏水による家財の被害事故



自分で守るしかない“類焼損害”

お隣さんの寝タバコが原因で火災が発生、借戸室の家財が燃えて、消火活動の放水で水浸しに!「一体、どうしてくれる!!」と思っても、「失火の責任に関する法律」により、お隣さんに損害賠償請求はできません。結局、自分の財産は自分で守るしかないのです。

水漏れ事故で“大きな被害”

洗濯機の排水ホースの接続不良、お風呂や台所での水の出しっ放しなど、水漏れ事故は意外に多く発生しています。階下の人や貸主に多大な迷惑をかけるばかりか、その損害は当然弁償しなければなりません。階下が店舗や事業所なら、賠償請求額はさらに大きくなります。

自転車事故でも“高額賠償”

自転車といえども、スピードを出しすぎて歩行者と衝突すると、被害者の長期入院や死亡・後遺障害にもつながる重大な人身事故になりかねません。被害者に対する高額の治療費、休業補償、慰謝料の支払いなど、大きな賠償責任が発生します。

万一、事故が発生したときは…

まずはご連絡ください。いつでも、どこからでも専任スタッフが対応します。

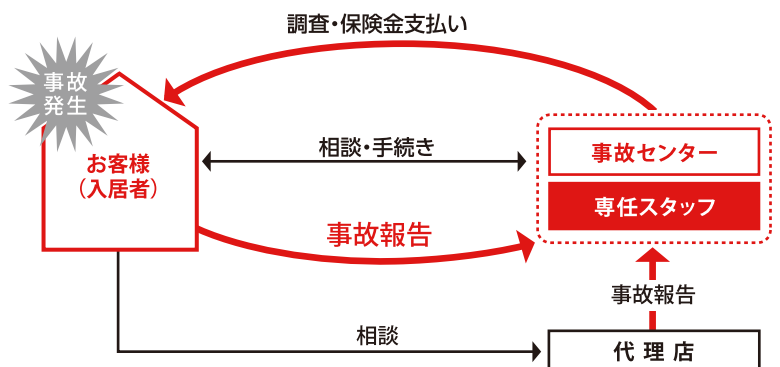
保険金のご請求は…

専任スタッフが、迅速できめ細かい対応・相談を行い、速やかな事故解決と保険金支払いに努めます。

事故受付センター

0120-308-838

24時間365日対応



「安心をありがとう」 あなたの笑顔が、私たちの誇りです。

入居者の方、オーナー、そして不動産業者の方、
すべての方にとっての「ありがたい」を考えた保険をお届けしたい。
もしものときの安心感、まかせられる信頼感を。
けれども、いちばんの願いは「何も起こらないこと」それだけです。

— 保険金のお支払いについて —

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
主契約	家財 次のような事故によって家財に損害が発生した場合、保険金をお支払いします。 ●火災(消火活動による水濡れを含みます。)、破裂・爆発 ●落雷 ●風災(台風・せん風・暴風)、ひょう災、雪災 ●借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ●給排水設備に生じた事故または借用戸室以外の戸室で生じた事故による水濡れ ●騒じょうおよびこれらに類似の集団行動にともなう暴力行為 ●家財の盗取、損壊または汚損(1個または1組ごとに30万円を限度として、かつ、1回の事故につき100万円または保険金額のいずれか低い額を限度) ●通貨の盗難(1回の事故につき20万円を限度) ●預貯金証書の盗難(預貯金口座から現金が引き出された場合、1回の事故につき200万円または保険金額のいずれか低い額を限度。ただし、電子金融取引は除きます。) ●水災(台風、暴風雨、高潮などによって床上浸水があった場合)	●保険契約者・被保険者の故意、重大な過失、法令違反 ●貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物並びに書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物の損害 ●通貨・預貯金証書・有価証券・印紙・切手その他これらに類する物の損害 ●家財が借用戸室外にある間に生じた損害 ●雨漏りによる損害 ●家財の自然の消耗や電気器具などの故障 ●地震・噴火・津波を原因とする家財の損害
	修理費用 次の事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。 ●火災、破裂・爆発などおよび盗難により借用戸室に生じた損害(1回の事故につき、100万円を限度) ●凍結により専用水道管に損害が生じた場合の専用水道管自体の修理費用(1回の事故につき、10万円を限度)	●壁、柱、床、はり、屋根、階段などの建物の主要構造部にかかわる損害 ●玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔などで借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの
特約	借家人賠償責任 次のような事故によって借用戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ●火災 ●破裂・爆発 ●借用戸室で生じた漏水・放水または溢水による水濡れ	●保険契約者・被保険者の故意による損害 ●借用戸室が、左記以外の事故によって滅失、き損、汚損した場合 ●建物の瑕疵によって生じた損害
	個人賠償責任 国内の日常生活において生じた偶然的事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。 ●階下に水漏れ損害を与えた ●買い物中に商品を壊した	●保険契約者・被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する事故による損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族および同居人に対する損害賠償責任 ●被保険者が使用・管理している物の損壊で、その物の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ●暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両(自転車を除きます。)または、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
	スーカーストーカー対応費用 ストーカーの被害から守るために要した対策費用などをお支払いします。(ストーカー行為等の規制等に関する法律「平成12年法律第81号」に基づくものです。) ●ストーカー行為等を証明するため、または防止するための機器の購入費用など ●弁護士へ支払った相談料 ●他の住宅へ移転するために支払った仲介手数料・礼金・家財などの移送費 ●ストーカー行為等から被保険者を守るために負担した必要かつ有益な費用	●保険契約者・被保険者・その他代理人の故意 ●被保険者がストーカー行為を指図し、そのおかし、助け、容認したりした場合 ●被保険者が過度の暴力や脅迫、重大な侮辱などでストーカー行為等を誘発した場合 ●責任開始日の30日後より前にストーカー行為等が始まっていた場合

※詳しくは普通保険約款ならびに特約条項をご参照ください。

— 補償内容などについて —

補償の対象とならない家財

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)および航空機その他これらに類する物ならびに自動車の場合スペアタイヤ、ホイール、カーステレオ、カーナビゲーションシステムなど、船舶の場合帆、櫂、エンジンなど、航空機の場合プロペラなどこれらの付属品
- 通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ、かつら、医療用機器その他これらに類する物
- 動物および植物などの生物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 電動車椅子その他これらに類する物

当社の「新・賃貸入居者総合保険」についてのご注意

- この商品は当社独自のものであり、他の損害保険会社または少額短期保険会社などのものとは異なります。ご契約に際しては、補償内容・条件などを十分にご確認ください。
- この商品は、地震による損害を一切補償していません。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受上の制約(保険金額の制限、被保険者数など)を受けるため、ご契約のお申し込みをいただいてもお引き受けできない場合があります。

ご契約の際に、ご確認ください

- ご契約時にお渡りする「重要事項説明」は必ずお読みください。「保険金をお支払いできない場合」や「契約の重複による保険金額の減額」「保険料、保険金の増減について」などにはお客様にとって不利益となる情報も含まれておりますので特にご注意ください。
- 保険金額が過大とならないよう、ご家族構成や借用戸室の面積などに見合った適正な商品コースをお選びください。